

【報告事項】

1 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正(案)について

(警務部)

警察本部から「福岡県人事委員会からの議会及び知事に対する令和7年9月19日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、「初任給調整手当」等について改定を行う。条例改正の概要について、1点目の「初任給調整手当」は、地域別最低賃金に相当する額を下回らない給料月額を確保するため、第二種初任給調整手当を新設するもの、2点目の「特地勤務手当及び特
地勤務手当に準ずる手当」は、特地勤務手当と地域手当との減額調整を廃止し、新たに給料表の適用を受ける職員となった者に特地勤務手当に準ずる手当を支給するものであり、本年2月の定例議会において、「福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程する予定である。」旨の説明があった。

公安委員から「特地勤務手当等の対象となる2駐在所は、両方とも離島なのか。」旨の発言があり、警察本部から「大島駐在所は離島にあるが、矢部駐在所は山間部である。」旨の説明があった。

公安委員から「処遇の改善は、警察職員の士気など、組織に関わる重要なものであり、丁寧な対応をお願いします。」旨の発言があった。

2 令和7年度第3四半期における監察実施結果について

(警務部)

警察本部から「令和7年度第3四半期において、警察本部4所属及び警察署17所属に対して総合監察を実施するとともに、警察署、交番等に対して延べ95回の随時監察を実施した。総合監察における良好事項として、工夫を凝らした非違事案防止教養の実施等、指摘事項として、留置施設における基本原則の不徹底、随時監察の指導事項として、公用車の管理不徹底があった。」旨の報告があった。

公安委員から「非違事案防止教養における、「非違事案防止シート」は非常に素晴らしい取組であり、このよう事例は他の所属にも広げてほしい。」旨の発言があり、警察本部から「「非違事案防止シート」は八幡東警察署の幹部会で考案されたものであり、署員一人一人にとって、自分の頭で考えさせる身につまされる内容となっている。今後、全所属で活用できるように検討を進めている。」旨の説明があった。

公安委員から「指摘事項となっている留置施設における基本原則の不徹底については、複数の所属で認められたのか。」旨の発言があり、警察本部から「一所属だけで認められており、

所属勤務員の認識不足が原因であったことから既に是正措置を行っている。」旨の説明があった。

3 特定商取引に関する法律違反等事件被疑者の逮捕について

(生活安全部)

警察本部から「東警察署、粕屋警察署及び生活経済課は、令和7年10月上旬ころ、不用品回収業者を営む被疑者らが行った訪問販売において、契約者と不用品回収契約を締結した際、クーリング・オフに関する事項の記載がない書面を交付し、また、契約解除の申出に対し、契約解除を妨げる目的で虚偽の説明を行い、更に同契約に基づく不用品回収について、無許可で一般廃棄物の収集運搬業を営んだ特定商取引に関する法律違反等事件について、1月28日、福岡市博多区居住の自営業の男性ほか1人を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「報告にあったような悪質な業者が多いように思うことから抑止対策を進めてほしい。」旨の発言があり、警察本部から「本件については既に広報しており、社会に警鐘を促すとともに、報道によって通報や相談が寄せられることが見込まれることから、捜査の上、検挙していきたいと考えている。」旨の説明があった。

公安委員から「消費生活センターからの情報提供は頻繁にあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「消費生活センターには県警から警部を派遣しており、連携が図られている。」旨の説明があった。

4 令和7年中における110番通報の状況について

(地域部)

警察本部から「令和7年中における110番通報の総受理件数は、前年比約9,000件増加して約62万5,300件となり、過去20年間で最多であった。このうち、不要・不急の通報は約18万件と全体の約3割を占めているが、年間を通じて、広報啓発活動や常習通報者対策等を強力に推進した結果、前年比約1万9,500件減少した。110番通報は県民の安全・安心を確保するための緊急通報であり、今後とも迅速・的確な対応に努めていく。」旨の報告があった。

公安委員から「不要・不急の通報が約1万9,500件も減ったのは広報活動の効果が大きいのか。」旨の発言があり、警察本部から「広報啓発活動に加え、虚偽通報の検挙等常習通報者対策を強化したことの効果が大きかったと思料される。」旨の説明があった。

5 福岡市西区における業務上過失致死事件の検挙について

(刑事部)

警察本部から「西警察署及び捜査第一課は、令和6年7月9日、福岡市西区所在の市民プールで行われた福岡市消防学校の水難救助訓練において、業務上の注意義務を怠り、立ち泳ぎ訓練中の被害者を溺水による心肺停止状態に陥らせ、同月17日、溺水に基づく低酸素脳症により死亡させたとして、1月21日、地方公務員の男性ほか2人を業務上過失致死罪で福岡地方検察庁に任意送致した。」旨の報告があった。

公安委員から「具体的にはどのような水難救助訓練だったのか。」旨の発言があり、警察本部から「52人を一斉に立ち泳ぎをさせる訓練であり、バディ制度等を実施しておらず、監視体制も不十分であった。」旨の説明があった。

6 金融商品取引法違反被疑者の逮捕について

(刑事部)

警察本部から「博多警察署、城南警察署及び捜査第二課は、株式会社アグリス九州の業務に関し、内閣総理大臣の登録を受けないで、令和3年12月中旬から令和4年6月7日までの間、被勧誘者9人に対し、野菜委託販売業者に出資することで、配当を受けることができる権利取得の申込みを勧誘した金融商品取引法違反事件で、1月14日、熊本県宇城市居住の自営業の男性ほか2人を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「出資額はどれくらいあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「本件については、合計出資額約5,000万円であるが、全国では、約200人が合計24億円を出資しているとみて捜査している。」旨の説明があった。

7 第51回衆議院総選挙違反取締本部の設置について

(刑事部)

警察本部から「1月24日、警察本部に警察本部長を長とする選挙違反取締本部を設置するとともに、県下36警察署にも同取締本部を設置し、所要の取締り体制を確立した。今後は、選挙の公正の確保、正当な選挙運動の自由の確保及び悪質な選挙犯罪の検挙を基本方針とし、不偏不党かつ厳正公平な取締りに努めていく。」旨の報告があった。

公安委員から「選挙期間は取締りに加えて警備活動もあるので、頑張ってもらいたい。」旨の発言があり、警察本部から「要人が頻繁に福岡に入ってくることが予想されるため、選挙違反の

取締りはもとより、選挙警護についてもしっかりと対応していく。」旨の説明があった。

8 弁護士法違反事件被疑者の逮捕について

(交通部)

警察本部から「東警察署、交通捜査課及び熊本県警察ほか1県警察は、交通事故当事者から委任を受けて、損害保険会社等に対して自賠責保険金の請求を行った上、弁護士ではないのに、報酬を得る目的で、自賠責保険金の支払いを拒んだ損害保険会社等に対して異議申立てを行うなどし、業として法律事件に関して法律事務を取り扱った弁護士法違反事件について、1月21日、福岡市東区居住の行政書士の男性を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「被疑者が勤務している行政書士法人事務所の経営体制はどうなっているのか。」旨の発言があり、警察本部から「被疑者ほか1人で経営しており、もう1人の関与については捜査中である。」旨の説明があった。

9 死亡ひき逃げ事件被疑者の逮捕について

(交通部)

警察本部から「博多警察署及び交通捜査課は、1月27日午前6時15分頃、福岡市の市道において、軽四輪乗用自動車を運転し、道路を横断中の被害者に衝突、傷害を負わせたにもかかわらず、救護等の措置を講じることなく逃走、被害者を死亡させたとして、福岡県春日市居住の建設業の男性を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「被害者は横断歩道を横断していたのか。」旨の発言があり、警察本部から「薄暗い時間帯に、横断歩道ではない道路を横断していた。交差点付近や横断歩道外を横断中の事故が多いことから、引き続き広報活動等を始め、各種対策を強化していく。」旨の説明があった。